

平成30年度特別監察報告書(概要)

平成31年3月

国土交通省大臣官房監察官室

平成30年度 特別監察の概要

趣旨

事務所等における入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

重点項目

- (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・ 対象機関

事務所等7か所

6/13-15	北海道開発局	網走開発建設部 及び 釧路開発建設部
9/10-11	中部地方整備局	多治見砂防国道事務所
10/24-26	北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 及び 飯豊山系砂防事務所
11/8-9	北海道開発局	函館開発建設部
11/15-16	四国地方整備局	四国山地砂防事務所

※年平均落札率等に着目して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (平成25年3月14日) (抄)

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

【取組状況・課題】

- 職員の講習会等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は講習会等を受講させる体制を確保していた
- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施に際し、入札談合等に関与した場合厳正な懲戒処分等がなされること等を重点的に伝えていた
- 講習会等において、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと等について、周知徹底を図っていた

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
 - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・未受講者に受講させるための具体的な取組を行うこと
- 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等に巻き込まれることがあり得ること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
 - ・同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること 等
- 発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

【取組状況・課題】

- 多くの事務所等では、事業者との応接ルートを明確化し、事業者との対応はオープンな場所で複数の職員により実施していた
- 複数の事務所等では、応接スペースと執務スペースとの境界が不明瞭な箇所があった
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、事業者等の自由な出入りを制限していた
- 副所長等室の可視化、大部屋化等を実施していた

2. 主な提示意見

- (事務所等、本局)
- 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たっては、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
 - 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
 - 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。また、パーティション等により、入室者との対応が十分に視認できない場合は、改善すること
本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 技術提案書の事業者名のマスキングが過度な事務負担となっていないか検証
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化し、電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

【取組状況・課題】

- 複数の事務所等では、積算業務と技術審査・評価業務の情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で両方の情報を取り扱っており、今後更なる改善が望まれる状況であった
- 複数の事務所等では、実際に発注事務に関する情報を取り扱っている者が「情報管理整理役職表」に記載されていないなど、適切な更新とは言い難い状況であった
- 一部の事務所等では、一部の「情報管理責任者」が点検すべき項目を誤っていたなど、適切な点検とは言い難い状況であった

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めるとともに、事務所等及び本局においては、適切に更新すること
- 発注事務に関する書類等について、紙文書化したものは施錠できる場所で管理し、電子データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないように、適切に書類等の送付や管理等を行うこと
- 本局においては、管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）等を明示した点検表を定めるとともに、事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと
「情報管理総括責任者」は、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、実効性のある点検となるよう、指導・助言すること

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
 - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

【取組状況・課題】

- 平均落札率が高止まりしているなどの状況がみられた
- 応札・落札状況について、一定の分析を行い、公表もしていた
- 競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要な状況であった
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、事務処理手続を定めた規定に基づき適切に運用していた

2. 主な提示意見

(事務所等、本局)

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

1. 報告（概要）

【取組状況・課題】

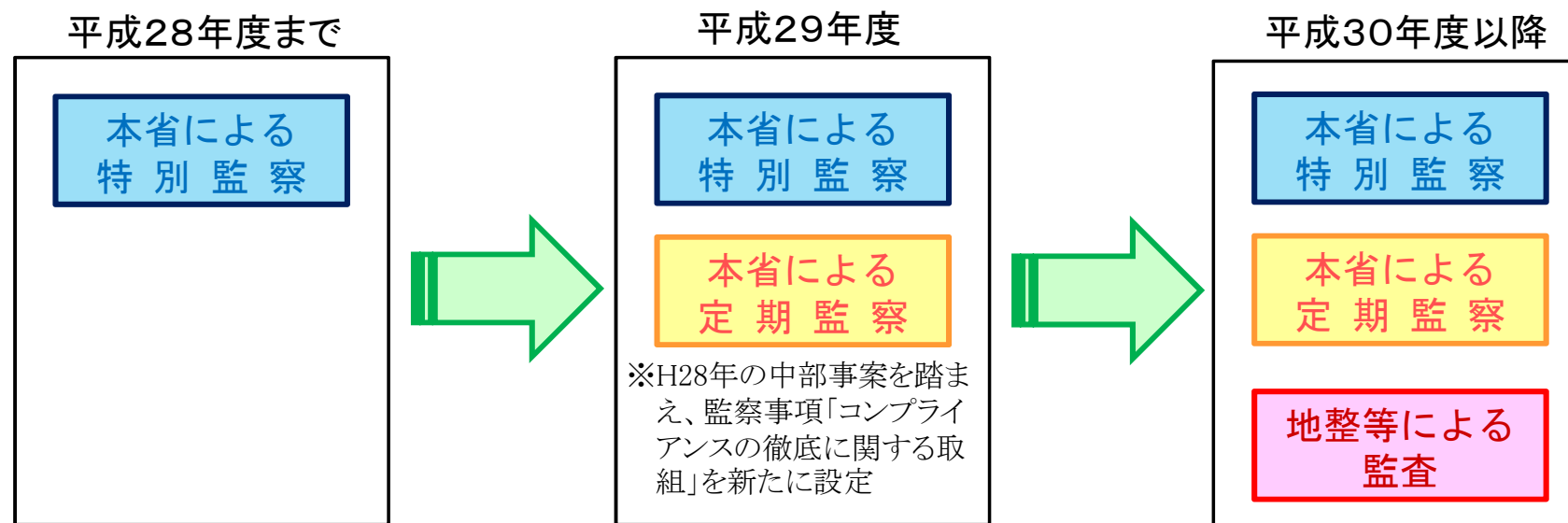
○平成28年度の特別監察における提示意見に対する取組の本省への報告に際し、実際の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例が昨年度みられた

2. 主な提示意見

(本局)

○本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（平成30年度から2年または3年で一巡）を行い、実態についての的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること

(参考) 高知談合事案、中部事案を踏まえた入札契約事務に係るコンプライアンスの更なる徹底について



※定期監察：事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね2年で各地方支分部局等を一巡）